

# 中小企業施設設備復旧支援事業

東日本大震災や令和3年福島県沖地震で被災された中小製造業者の事業再開・継続を支援するために生産施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

## ■対象者

宮城県内で事業再開又は継続を目指す中小製造業者。ただし、下記(1)及び(2)に該当するものを除く。

- (1)みなし大企業に該当する中小製造者
- (2)県が実施する東日本大震災や令和3年福島県沖地震における製造業者に対する施設設備関連復旧・復興補助事業の交付決定を受けている者

## ■対象要件

- 当該中小製造業者の生産能力の早期復旧や雇用維持、被災地域の復旧に資する事業であること。
- 東日本大震災や令和3年福島県沖地震で、生産活動に必要不可欠な生産施設(工場・作業場・倉庫)や生産設備(機械・装置)の、全部または一部に甚大な被害を生じていること。

## ■対象経費

東日本大震災や令和3年福島県沖地震により損壊若しくは滅失した対象者の所有する生産施設・生産設備のうち、事業再開・継続に必要不可欠であり、県内で直接生産活動に利用される生産施設・生産設備の修理・修繕、建替・入替に要する経費

※土地の整備(取得を含む)、賃貸借及び一時的利用、生産設備に含まれないもの(備品、什器、工具、車両、事務用品等)は対象外

## ■補助率

1/2 以内

## ■補助限度額

上限 1,000 万円／下限 100 万円以上(消費税を除く。)

## お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 新産業支援班(宮城県庁 14 階)

・電話 022-211-2722 ・メール [shinsans@pref.miyagi.lg.jp](mailto:shinsans@pref.miyagi.lg.jp)

## 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)

東日本大震災または令和3年福島県沖地震により被災された中小企業者等から構成される「中小企業等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備等に要する費用の一部を補助します。

### ■申請ができる中小企業等グループの要件

事業所等が、東日本大震災または令和3年福島県沖地震により甚大な被害を受けた市区町村に所在していた中小企業者等から構成されるグループで、下記のいずれかの機能を有するもの。

#### ○東日本大震災に係るグループ補助金

- ①サプライチェーン型
- ②経済・雇用効果大
- ③地域に重要な企業集積型
- ④水産(食品)加工業型
- ⑤商店街型(※所在市町の同意が必要)

#### ○令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金

- ①サプライチェーン型
- ②経済・雇用貢献型
- ③地域生活・産業基盤型
- ④地域資源産業型
- ⑤商店街型(※所在市町の同意が必要)

注意) いずれかの種類のグループで県の認定を受けた場合、補助金交付申請が行えます。

ただし、東日本大震災に係るグループ補助金の場合、復旧に必要な土地造成が完成しないなど、事業者の責めに帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限ります。

### ■補助の対象となる経費

#### ○東日本大震災に係るグループ補助金

中小企業等グループ及びその構成員の施設・設備で、東日本大震災により継続使用が困難になったもので、補助金交付決定後に復旧等に着手するものに係る経費。

#### ○令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金

中小企業等グループ及びその構成員の施設・設備で、令和3年福島県沖地震により継続使用が困難になったものの復旧等に係る経費。

なお、補助金交付決定前に行った復旧等に係る経費についても、補助対象として認められる場合があります。

#### ○新分野事業(東日本大震災及び令和3年福島県沖地震共通)

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、従前の施設等への復旧に代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(新分野事業)の実施に係る費用についても補助対象とします。(東日本大震災に係るグループ補助金の場合、これに付随する市場調査等のソフト面の経費も対象)

なお、新分野事業の補助上限額は、従前の施設等の原状復旧に要する経費に補助率を乗じた金額となります。

※東日本大震災に係るグループ補助金の場合、被災施設等が未復旧の場合に限り、活用可能です。

「施設」・・・被災前に所有していた施設(建物)で、復興事業計画の実施に不可欠と認められるものの復旧・整備費

「設備」・・・被災前に所有していた設備(機械等)で、復興事業に係る事業の用に供するもののうち資産として計上するものの復旧・整備費

「宿舍整備のための事業」・・・宿舍及び備付けの設備に係る費用

「商業機能の復旧促進のための事業」(※)・・・共同店舗の新設、共同店舗や街区の再配置に必要な環境整備費(⑤商店街型のみ補助対象)

以下は東日本大震災におけるグループ補助金のみ対象

「新商品・新サービス開発のための事業」・・・原材料費(試作に係るものに限る)、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費

「市場開拓調査事業」・・・委託費(マーケティング調査費等)

「賑わい創出のための事業」(※)・・・イベントの開催費(⑤商店街型のみ補助対象)

・県外に設置されるもの、賃貸を目的とするもの、土地、什器などは原則対象外

## ■補助率

3/4 以内(ただし、令和3年福島県沖地震の場合、中小企業以外は 1/2)

### ○令和3年福島県沖地震の特例

以下の要件を全て満たす場合は、補助対象経費に対して 5 億円まで定額補助となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 東日本大震災により被害を受け、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
- ③ 復興途上にある事業者: 令和3年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前 3 か月間の売上が東日本大震災による被災の影響を受ける前年同期の売上高と比較して 20%以上減少している事業者
- ④ 交付申請時において、東日本大震災からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており、県知事が認めた事業者
- ⑤ 令和3年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

## お問い合わせ・相談窓口

東日本大震災に係るグループ補助金に関すること

【商店街型以外】宮城県経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援第一班  
(宮城県庁 14 階) ・電話 022-211-2765 ・メール [kifukuk@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kifukuk@pref.miyagi.lg.jp)

【商店街型】宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班(宮城県庁 14 階)  
・電話 022-211-2746 ・メール [syokokins@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syokokins@pref.miyagi.lg.jp)

令和3年福島県沖地震に係るグループ補助金に関すること

宮城県経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援第二班(宮城県庁 14 階)  
・電話 022-211-3273 ・メール [kifukuk2@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kifukuk2@pref.miyagi.lg.jp)

東日本大震災及び令和3年福島県沖地震共通ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kifuku/>

## 中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業(被災中小企業施設・設備整備支援事業)

東日本大震災または令和元年台風第 19 号等で適用された中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業などを活用し、復旧・復興を目指す中小企業者の方などに対し、公益財団法人みやぎ産業振興機構を通じて無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧・復興を支援します。

### ■貸付対象者

- 1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループ及び当該グループを構成する中小企業者
  - 2 商工会・商工会連合会・商工会議所の施設復旧支援事業の交付決定を受けた中小企業団体
  - 3 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する仮設店舗、工場等に入居する中小企業者
  - 4 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(民設商業施設整備型)の交付決定を受けたまちづくり会社、協同組合及び商工会・商工会議所
- ※令和元年台風 19 号等に係る貸付事業の対象者は 1 に限ります。

### ■貸付対象物件

- ・原則、資産計上される建物、構築物又は設備であって、審査にて認める物件。
- ・ただし、上記 3 に掲げる対象者の場合は、耐用年数が概ね 10 年以上のものであり、仮設工場等からの退去後も移転後の施設に移設すること等により、長期にわたり使用が見込まれる設備のみが対象。
- ・県外に設置されるもの、賃貸を目的とするもの、土地、什器、運転資金などは対象外。

### ■貸付金の概要

#### 1 貸付限度額

##### (1) 東日本大震災に係る貸付

なし(審査で認められた額)。ただし、貸付対象経費の 1%又は 10 万円のいずれか低い額の自己資金が必要。

##### (2) 令和元年台風第 19 号等に係る貸付

補助金の補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額と 5 億円のいずれか少ない額に、補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税の額を加えた額を上限とし、自己資金を除いた額。

2 償還期間 20 年以内(うち据置期間 5 年以内)であって、審査にて認める期間

3 金利 無利子

4 担保要件 物的担保:貸付対象物件等

人的担保:「経営者保証に関するガイドライン」に照らし必要と認められる場合は法人の代表者等

## ■ 審査

公益財団法人みやぎ産業振興機構、県、独立行政法人中小企業基盤整備機構の三者が協力して実施します。

審査の結果、ご要望に沿えない場合がございます。

### お問い合わせ・相談窓口

公益財団法人みやぎ産業振興機構 金融支援課

・電話 022-225-6636 ・メール [gyomu@joho-miyagi.or.jp](mailto:gyomu@joho-miyagi.or.jp)

・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号宮城県商工振興センター3階  
宮城県経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援第一班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2765 ・メール [kifukuk@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kifukuk@pref.miyagi.lg.jp)

## 小規模企業者に対する設備導入支援

公益財団法人みやぎ産業振興機構において、県内小規模企業者等の設備導入を支援するため、設備貸与事業を実施しています。

資金名	貸与対象者	貸与限度額	利率	貸与期間
設備貸与	常用従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下（特認を受けることができる場合には50人以下。）の創業者又は経営革新に取り組む者で、県税完納等の要件を満たす者。	100万円以上 1億円以下	（保証金） 金額等に応じて （損料） 1.1～1.9%程度	3年～10年以内（うち据置期間1年以内）

※ 詳細は公益財団法人みやぎ産業振興機構へお問い合わせください。

### お問い合わせ・相談窓口

公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業経営支援部 金融支援課

・電話 022-225-6636

・メール [gyomu@joho-miyagi.or.jp](mailto:gyomu@joho-miyagi.or.jp)

# 商業機能回復支援事業

東日本大震災や令和3年福島県沖地震で被災した施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

## ■事業主体

次のすべてを満たす中小企業者

- 1 卸売業、小売業、飲食業、運輸業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、サービス業を営む者
- 2 施設(店舗、事務所等)が全壊または大規模半壊の被害を受けた者
- 3 被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内である者
- 4 【東日本大震災被災の場合】

国又は県が実施する東日本大震災関連の施設・設備関連支援事業を利用していない者(ただし、独立行政法人中小企業基盤整備機構による仮設施設整備事業のみを活用している者が、仮設を退去し、本設復旧する場合は対象。)

【令和3年福島県沖地震被災の場合】

県が実施する令和3年福島県沖地震関連の施設・設備関連支援事業を利用していない者

- 5 補助対象経費が200万円(税抜)以上である者

## ■対象経費

- ・被災した施設の修復、建替に要する経費
- ・被災した設備の修繕、入替に要する経費

## ■補助率

- ①「全壊」の場合 45/100 以内
- ②「大規模半壊」の場合 35/100 以内

## ■補助限度額

- ①「全壊」の場合 上限270万円／下限90万円
- ②「大規模半壊」の場合 上限210万円／下限70万円

## お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班(宮城県庁14階)

- ・電話 022-211-2746
- ・メール [syokokins@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syokokins@pref.miyagi.lg.jp)
- ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

# 観光施設再生・立地支援事業

東日本大震災により被災された観光事業者の皆様の再建・復旧を支援するため、施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

## 〈再生支援型〉

### ■対象者

東日本大震災により被災した宮城県内の観光施設・設備を再建・復旧する中小企業者等<sup>※1</sup>

### ■対象経費

東日本大震災により被災した宮城県内の宿泊施設及び知事が特に認める観光集客施設の修繕・修理、建替、入替に要する経費、再建・復旧のため必要な解体経費等

### ■補助率及び補助限度額

1/2 以内 上限 1,000 万円／下限 100 万円

## 〈宿泊施設立地支援型〉

### ■対象者

沿岸部市町<sup>※2</sup>において、共同で費用負担することにより宿泊施設を設置する、被災宿泊事業者を含む複数の事業者によるグループの構成員<sup>※1</sup>

### ■対象経費

沿岸部市町で再建・復旧する宿泊施設の修繕・修理、建替、入替に要する経費、再建・復旧のため必要な解体経費等

### ■補助率及び補助限度額

沿岸部市町の被災宿泊事業者: 1/2 以内 上限 1,000 万円／下限 100 万円  
上記以外の者: 1/3 以内 上限 700 万円／下限 100 万円

※1 民間の方で、個人・法人の別は問いません。

※2 沿岸部市町とは、下記の市町をいいます。

仙台市(宮城野区及び若林区)、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

## お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 観光政策課 観光産業振興班 (宮城県庁 14 階)

・電話 022-211-2755 ・メール [kankouss@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kankouss@pref.miyagi.lg.jp)

及び各地方振興事務所(連絡先は 138 ページをご覧ください)



# 「令和3年福島県沖地震による災害」に係る 観光施設再生支援事業

令和3年2月13日に発生した福島県沖地震により被災された観光事業者の皆様の再建・復旧を支援するため、施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

## 《再生支援型》

### ■対象者

令和3年2月13日に発生した福島県沖地震により被災した宮城県内の観光施設・設備を再建・復旧する中小企業者

### ■対象経費

令和3年2月13日に発生した福島県沖地震により被災した宮城県内の宿泊施設及び知事が特に認める観光集客施設の修繕・修理、建替、入替に要する経費、再建・復旧のため必要な解体経費等

### ■補助率及び補助限度額

1/2 以内 上限 1,000 万円 / 下限 100 万円

## お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 観光政策課 観光産業振興班（宮城県庁 14 階）

・電話 022-211-2755 ・メール [kankouss@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kankouss@pref.miyagi.lg.jp)

及び各地方振興事務所（連絡先は 138 ページをご覧ください）